

●大蔵省告示第三百十七号

連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、左の者に對し、それぞれその所有する左の財産を昭和二十六年三月十五日にシエル石油株式会社(神奈川県横浜市中区山下町五十八番地)に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。

昭和二十六年三月十三日 大蔵大臣 池田 勇人

- 一 森田龍二(東京都墨田区向島二丁目二番の一)
  - 種 類 数量 所 在 地
  - 建物(家屋番号三一七) 棟松坪三坪三合 東京都墨田区向島二丁目二番の一
  - 二 湯浅要蔵(千葉県松戸市本町五丁目千七百三十一番地)
    - 種 類 数量 所 在 地
    - 三 京成貨物自動車株式会社(千葉県市川市菅野百番地)
      - 種 類 数量 所 在 地
      - 四 山田鈴一(愛知県名古屋港區真砂町一丁目一番地)
        - 種 類 数量 所 在 地
        - 五 平本万次郎(神奈川県横浜市区西區浜松町十四番地)
          - 種 類 数量 所 在 地

●農林省告示第七十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六條第五項第一号の規定に基づき、昭和二十五年三月十四日農林省告示第五十一号(漁業法の規定に基く定着性の水産動物の指定)の一部を次のように改める。

昭和二十六年三月十三日 農林大臣 広川 弘禪

●農林省告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條第一項の規定に基づき、国営雄物川筋農業水利改良事業に關し、土地改良事業計画を定めた。よつて同條第三項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第六十條において準用する同規則第十六條の規定に従い、次の通り公告する。

昭和二十六年三月十三日 農林大臣 広川 弘禪

- 一、縦覧に供すべき書類の名称  
国営雄物川筋農業水利改良事業計画書の写
- 二、縦覧の期間  
昭和二十六年三月十四日から四月二日まで
- 三、縦覧の場所  
秋田県平鹿郡横手町役場  
十文字町役場  
増田町役場  
柴村役場  
仙北郡金沢西根村役場

●農林省告示第八十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第十六條第一号の規定に基づき、昭和二十六年農林省告示第五十八号(検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に關する件)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年三月十三日 農林大臣 広川 弘禪

●運輸省告示第四十四号

車両規則第二十六條の二第三項の規定による自動車の指定に關する省令(昭和二十四年運輸省令第六十三号)第四條の規定により、次の自動車を指定する。

指定番号	品名及び型式	製作者の氏名又は名称	製作者の所在地	運輸大臣 山崎 猛
五三	ラビット号S-1四一型	富士工業株式会社	東京都千代田区神田三崎町二の二三	要
五四	ラビット号S-1二五号	右に同じ	右に同じ	
五五	くろがね号自動三輪車KD-1型	日本内機機製造株式会社	東京都大田区古市町一七七	
五六	ホンダドリム号D型	本田技研工業株式会社	浜松市板屋町二五七	
五七	サンカー号三輪自動車FA型	日新工業株式会社	川崎市今井上町五〇	
五八	コンドルBR-3型バス	民生ダイヤル工業株式会社 富士自動車工業株式会社	川口市彌平町二五三 伊勢崎市旭町一〇八	
一〇八七	日野BH-1〇型バス	日野チーゼル工業株式会社 富士自動車工業株式会社	東京都南多摩郡日野町日野七三一九 伊勢崎市旭町一〇八	
一〇八八	右に同じ	右に同じ	右に同じ	
一〇八九	いすゞBX-1九五型バス	いすゞ自動車株式会社 富士自動車工業株式会社	東京都品川区大井坂下町二六九一 伊勢崎市旭町一〇八	
一〇九〇	右に同じ	右に同じ	右に同じ	
一〇九一	いすゞBX-1九一型バス	右に同じ	右に同じ	
一〇九二	右に同じ	右に同じ	右に同じ	